

今後の特別支援教育の在り方について  
(上尾市特別支援教育基本方針)

令和6年7月 改訂版  
(平成24年10月3日策定)

上尾市教育委員会

はじめに	．．．．．	P 1
I	上尾市の特別支援教育にかかわる現状と課題	
1	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の現状と課題	．．．．． P 1
2	相談支援体制に関する現状と課題	．．．．． P 2
3	特別支援教育体制における現状と課題	．．．．． P 2
4	ネットワーク機能における現状と課題	．．．．． P 3
5	教職員・特別支援教育支援員等の適正配置及び資質向上に関する現状と課題	．．．．． P 3
6	特別支援学級・通級指導教室の設置における現状と課題	．．．．． P 3
7	就学前からの一貫した指導・支援における現状と課題	．． P 4
II	基本方針	
1	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	．．．．． P 4
2	相談支援体制の整備・充実	．．．．． P 5
3	特別支援教育体制の整備・充実	．．．．． P 5
4	ネットワーク機能の整備・充実	．．．．． P 5
5	教職員・特別支援教育支援員等の適性配置及び資質向上の体制整備	．．．．． P 6
6	通級指導教室の適正な配置	．．．．． P 7
7	就学前からの一貫した指導・支援の整備・充実	．．．．． P 7

## はじめに

障害等により教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する学習上又は生活上の困難を克服するための教育について、平成19年4月の学校教育法の一部改正により、特殊教育から特別支援教育への転換が図られた。それに伴って、「『特別支援教育』とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」とされ、主な対象が、これまでの特殊教育（盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導）の対象となっていた幼児児童生徒に加え、自閉スペクトラム症（ASD）・注意欠陥・多動症（ADHD）・限局性学習症（SLD）などの幼児児童生徒へと拡大された。障害者基本法の改正（平成23年8月公布）において、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と示された。

また、障害者の権利に関する条約の中では、同条約が求めるインクルーシブ教育システムについて、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

埼玉県においても、平成26年度から実施された「生きる力と絆の埼玉教育プラン」―第2期埼玉県教育振興基本計画―の重点的な取組として、特別支援教育の推進に関する新たな施策の展開が示されたところである。

こうした状況の中、第6次上尾市総合計画（令和3～12年度）及び第3期上尾市教育振興基本計画（令和3～7年度）では、「特別支援教育の推進」を示している。この中で、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が共に学ぶ機会を拡大し、インクルーシブ教育システムの構築を目指した共生社会の実現に向けて特別支援教育を推進していくことを位置づけた。

これらの本市計画をより具体化すべく、「上尾市特別支援教育推進委員会」を設置し、本市における今後の特別支援教育体制の充実について、様々な視点から協議を重ね、ここに基本方針を策定する。

## I 上尾市の特別支援教育にかかわる現状と課題

### 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の現状と課題

特別支援教育が必要な児童生徒及びその保護者においては、障害への理解やその支援の方法、制度の活用などについて知り、実際に教育的ニーズに応じた適切な支援を受けるまでに時間を要する場合が多い。誰もがなりうる可能性のある障害でありながら、必要で適切な情報を得ることができない状況は、支援の対象となる時には問題は既に複雑化し、二次的な障害を引き起こす状態をつくってしまうこともある。その結果、児童生徒の学力低下や不登校、非行等へとつながる可能性が高くなる。

共生社会の形成のためには、障害の有無にかかわらず、共に学び、共に暮らしていく社会づくりの実現に向け、「心のバリアフリー」を進めるインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の一層の推進が必要である。

また、各学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校としての基礎的環境の整備を一層推進することが必要となる。改修の進む学校においては、廊下・階段等への手すりの設置やエレベーターの設置などが、進められているところであるが、どの学校においても、「合理的配慮」の基盤となる環境整備（基礎的環境整備）を進めるとともに、中学校区を中心としたネットワークの形成や特別支援学級・通級指導教室の設置等による連続性のある多様な学びの場の活用、設備・施設の整備、専門性のある教員・支援員等の人的配置等をこれまで以上に整備・充実を図る必要がある。

特に特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しては、必要かつ適切な環境の整備・調整を行うとともに、その子供の特性に応じた合理的配慮を求められることに対しては、必要かつ十分な対応が図れるような支援体制の整備と保護者の理解を図ることが必要である。また、施設面での対応や人員的な配置の問題など、それぞれの障害の状態に応じた配慮や、適切な支援が必要となる。

## 2 相談支援体制に関する現状と課題

特別支援教育に関する相談は、各校で行われるほか、教育センターで行われている。特に教育センターでは、本人及び保護者の相談をもとに支援の必要性やその程度について専門的な観点からアセスメントを行い、通常の学級のなかでの特別な教育的支援を受ける方法、通常の学級に加えて通級指導教室を活用する方法、特別支援学級において教育を受ける方法、特別支援学校において教育を受ける方法等の選択肢から幼児児童生徒及び保護者が最も適した選択ができるよう支援している。そして選択した後は、それぞれの教育支援へつなげ、連携を図りながら相談・支援を継続している。さらに障害の状態や程度はさまざまであり、支援の必要性や程度は状況に応じて変化することも多く、それらに柔軟に対応していく必要がある。

発達障害〔自閉スペクトラム症（ASD）・注意欠陥多動症（ADHD）・限局性学習症（SLD）発達性協調運動障害（DCD）等〕は、幼児児童生徒及び保護者が生活のしづらさを感じていても、相談行動へつながらず、状況が複雑化してから相談に至る場合もある。今後、幼児児童生徒及び保護者が安心して相談できる体制の一層の充実が課題である。

また、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等それぞれの節目で教育支援の方法が変わるなど、積みあげてきた支援の円滑な接続が難しいこともあり、福祉及び教育諸機関との連携を一層強化し、継続性のある教育支援体制を整備することが求められている。

教育センターには、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーが配置されている。今後、ニーズの多様化及び複雑化する相談に対応していくためにも専門性の高い職員を増員し、それらの専門職の専門性の資質向上のための体制整備が課題である。

## 3 特別支援教育体制における現状と課題

各小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターが各校の特別支援教育に関するマネジメントを主な役割として指名されている。この特別支援教育コーディネーターを核に、校長のリーダーシップの下、校内委員会が設置され、組織的な支援体制の確立を図っている。また、小学校の特別支援学級において、学習や更衣などに手伝いが必要な児童に対しては、特別支援学級補助員を配置している。さらに通常の学級において特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しては、アップスマイルサポーターを配置している。

特別な教育的支援を要する児童生徒に対して適切で継続的な支援を行うために、保護者の協力を得ながら、教育支援プランA（個別の教育支援計画）及び教育支援プランB（個別の指導計画）を作成し、これらの計画に基づいて教育支援が実施されている。

なお、今後は、それらを活用し、特別な教育的支援を要する児童生徒が、学校間の枠を越え、生涯を通じて、適切な指導・支援を受けられるよう、保護者と緊密な連携を図るとともに、関係諸機関と連携・協力を図る中で、より効果的にきめ細かな支援に努めることが課題である。

## 4 ネットワーク機能における現状と課題

特別支援教育の推進を進めるうえでは、学校と各関係機関の連携が必要であり、適宜連絡をとれるネットワーク機能を構築することが求められる。しかし実際には、特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援における問題が表面化・深刻化してから、学校が連携先を検討するのが現状である。

今後、学校と各関係機関がスムーズに連携をとることのできるネットワーク機能を構築することで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援が、迅速かつ適切に行える体制を整えることが課題である。

## 5 教職員・特別支援教育支援員等の適正配置及び資質向上に関する現状と課題

特別な教育的支援を要する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに対応するため、教育支援プランA（個別の教育支援計画）及び教育支援プランB（個別の指導計画）を作成し、学校全体で適切な支援が計画的に行われている。この教育支援プランA・Bが活用され、児童生徒にとって効果的な支援が実施されるためには、教職員及び特別支援教育支援員等の適切な配置をはじめとする適切な教育支援体制整備は喫緊の課題である。多様化する障害の特性を専門的な観点から適切なアセスメントのもと、適切なかかわりを行うためには、専門性の高い教職員及び特別支援教育支援員等の配置が重要である。本市では、令和5年度より、各小・中学校に上尾市特別支援教育マイスターを派遣し、特別支援学級または、通級指導教室担当教員への指導・支援が行われている。また、教職員及び特別支援教育支援員等が安心と喜びをもって、適切な教育活動に従事することが保障されるためには、日々のかかわりや支援に対するスーパービジョンは不可欠であり、かつチームの中で意見交換しながら支援に当たることのできる体制づくりが重要である。その上で、教職員及び特別支援教育支援員等の相互連携・協力を図りつつ、個別の教育的ニーズに応じ、合理的配慮に基づく教育的支援の提供に努めることが課題である。

このように児童生徒に対する支援を実践していくことは、学級全体、学校全体にとって共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育を推進することにつながり、特別な教育的支援の必要ではない児童生徒をはじめ、保護者、教職員にとっても「生きる力を育む」「学ぶ喜びを育む」「絆を育む」本市が目指す教育の実現へとつながるものである。

各校で指名されている特別支援教育コーディネーターは、学級担任等の校務もあり、それぞれの障害や生活状況に応じたアセスメントや支援計画を充実させるためには、校内の組織体制の確立とともに、教員一人一人が特別支援教育に対する正しい認識が持てるよう専門性を高めることが課題である。

## 6 特別支援学級・通級指導教室の設置における現状と課題

本市における特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）の設置校は、令和6年度をもってすべての小・中学校に設置された。また、平成30年度より上尾中学校に肢体不自由特別支援学級を設置している。

これまで、特別支援学級においては、隣接校から通学する生徒も含め、合同学習及びグループ学習など多様な学習形態により、コミュニケーションの力をはじめ、生きる力を涵養させてきた。

現在、通級指導教室の設置校は小学校2校（難聴・言語障害3教室、発達障害・情緒障害2教室）、中学校1校（発達障害・情緒障害1教室）という状況である。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保障する観点から、多様な学びの場を充実させていくことが課題である。

## 7 就学前からの一貫した指導・支援における現状と課題

障害のある子供の早期からの支援の重要性を保護者に伝えるとともに、関係諸機関（幼稚園・保育所（園））との連携を密に行い、子供の実態や特性を把握するとともに、障害のあるもしくはその可能性がある子供を早期に発見し、実態に即した支援、連続性のある多様な学びの場の提供、専門機関や教育センターでの相談業務につなげ、適切な専門機関につなぐ等、「気づき」の段階から支援を充実することが求められている。子供たちの様々な状況を十分に把握するため、さらに適切な就学先の決定を行うための就学相談、上尾市就学支援委員会へとつなげる必要がある。

障害のある幼児児童生徒の就学先の決定にあっては、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大を図り、個別の教育支援計画の作成・活用を進め、総合的判断を適切に行うことが必要である。

また、児童生徒が、卒業後も、一貫した支援を継続的に受けられるよう、確実に情報を引き継ぐことが求められている。

## II 基本方針

特別支援教育の理念である「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと」は、障害のある児童生徒への教育だけでなく、特別な教育的支援を必要としない児童生徒の教育にも通じるものであり、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。

また、障害のある児童生徒に、早期から適切な支援を行うことは、二次的な障害を防ぎ、児童生徒の学力低下や不登校、非行等を未然に防ぐ効果が期待される。

今後、市全体及び各学校における特別支援教育体制を整備し、多様な学びの場の提供・整備を行うとともに、教職員の資質を向上させることで、市内特別支援教育の一層の充実を図る。

### 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

共生社会を支えるための学校教育を推進するために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にするなど、互いに触れ合うことを通して、同じ社会を構成する一員であるという仲間意識を育てることが重要である。そのためには、障害のある児童生徒が在籍する学校や学級以外においても、「同じ学校・同じ学級の子供」として学習活動を行うことができる支援籍学習の推進を図り、児童生徒が一人一人の違いを認め合い、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に努める。

障害に対する理解促進を図るための福祉教育を充実させ、目に見える障害のみならず、知的障害及び自閉症・情緒障害等の目に見えない障害についても取り上げ、「心のバリアフリー」を進める教育を行う。そうすることで、二次的な障害、そして二次的な障害が引き金となって起こる学習低下、不登校、非行等を抑止する。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を行い、障害のある児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むとともに、障害のない児童生徒が障害に対する正しい理解と認識を深める。各学校においては、双方の児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期からの組織的、計画的、継続的な実施を推進する。

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されたことにより、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を共有・公使するために、行政機関等については、「合理的配慮」の提供が法的義務となった。「合理的配慮」は、

一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者及び学校が決定するに当たっては、特別支援教育が必要な児童生徒及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の視点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが重要となる。また、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して、教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

施設面での対応や人的な配置の問題など、それぞれの障害の状態に応じた配慮が必要となり、学習上の又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身につけられるよう支援をする。

## 2 相談支援体制の整備・充実

教育センターを特別支援教育に関する相談及び就学相談の拠点とするとともに、保護者、医療機関や発達支援相談センター、保育所、幼稚園等関係機関との連携を強化し、情報収集に努め、適切なアセスメント及び教育支援に向けて体制を整備する。

体制整備に当たっては、障害の特性、個々の教育的ニーズを把握し適切なアセスメントのもと、関係機関との連携を図り、適切な教育支援環境づくりに精通した専門職（精神保健福祉士・社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカー及び臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー等）を増員し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援プランを作成し、計画的な支援を図る。

また、これまでの専門職の業務の見直し、教育現場で、専門職からの必要な助言・援助を保護者へ適宜行うことができるよう、教育・就学相談体制の整備・充実を図る。

## 3 特別支援教育のさらなる充実

特別支援教育へのニーズの多様化及び増加に伴い、学校間や学級間の授業の質的向上を目指し、以前より継承・蓄積された指導内容・指導方法を基盤としながら、それぞれの障害種別や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導が一層充実するよう考慮する必要がある。

また、就学相談担当と就学前機関との連携の強化を図り、学校教育における特別支援教育の啓発や就学相談の充実を行うため、教育センターの指導・助言機能を強化する。

今後も必要に応じて、外部有識者を交えた上尾市特別支援教育推進委員会を開催し、特別支援教育の方針を見届け・確認をしていく。

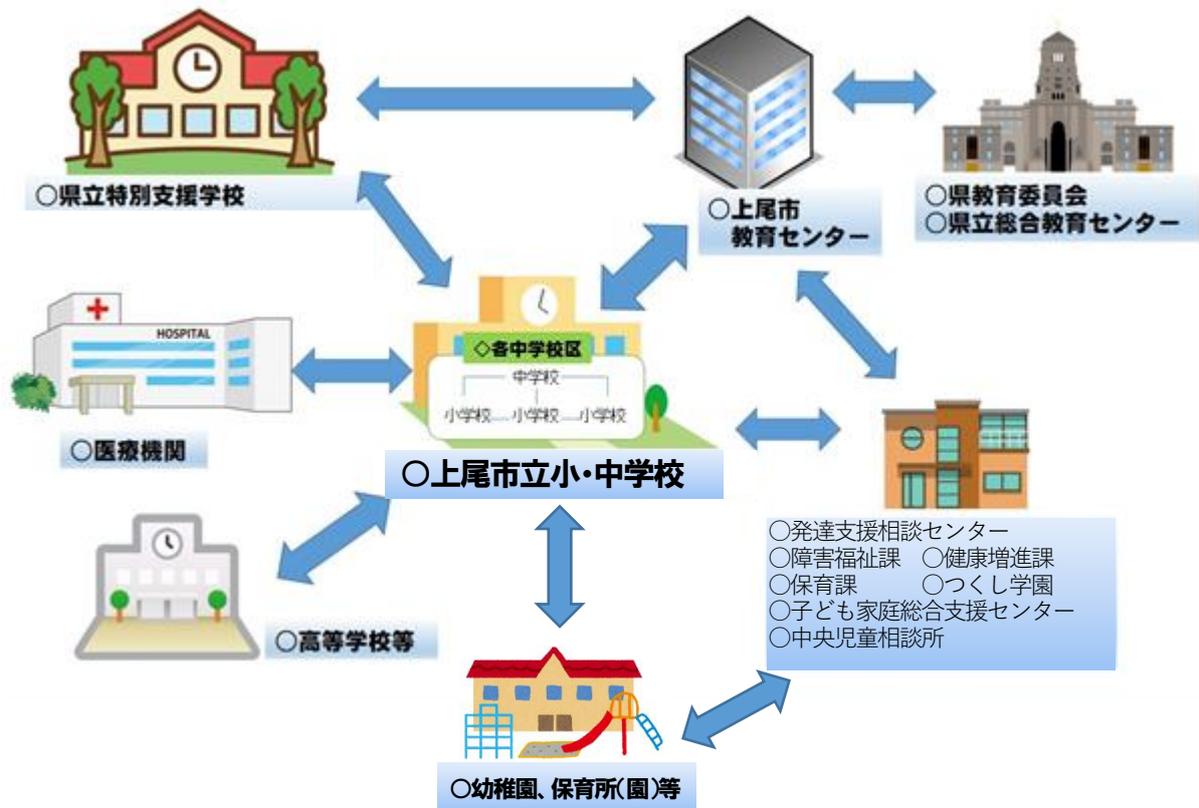
## 4 ネットワーク機能の整備・充実

特別支援教育の推進に向け、教育センターを中心に有機的なネットワークを構築していく。そのために、医療機関や発達支援相談センター等の専門機関、県教育委員会、近隣の県立特別支援学校との連携・協力体制を確立していく。（図 参照）

その上で、県立特別支援学校のセンター的機能（学校教育法第74条）を積極的に活用し、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから、必要な指導・助言を円滑に得ることができる体制を一層充実させていく。

中学校区を中心とした特別支援教育体制の整備・充実を目指し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する小・中学校間の連続した支援体制の整備・充実を行う。そのために、関係諸機関と連携するとともに、各研修会等での取組を充実させていく。

図（連携・協力体制）



## 5 教職員・特別支援教育支援員等の適正配置及び資質向上の体制整備

特別な教育的支援に必要な児童生徒が学びの機会を保障されるために、多様化する教育的ニーズに対応するための相談支援体制、特別支援教育体制及び、ネットワーク機能の整備・充実を図るためには、教職員及び特別支援教育支援員等の適正配置が必須となる。

各学校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターが実効的な業務遂行できるよう配慮するとともに、アピースマイルサポーターや特別支援学級補助員等の増員を図り、一人一人の児童生徒に合わせた教育支援を提供できるよう人材を確保する。

特別な教育的支援が必要である児童生徒に対しては、専門的なアセスメントや積極的支援を要する場合や、個々の特性に応じた適切な対応を要する場合が多い。

そのため、特別支援教育コーディネーターはもちろん、全ての教職員と特別支援教育支援員が、それぞれの障害種別や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を適切に行えるように、上尾市特別支援教育マイスターを各小・中学校に派遣し、各学校における児童生徒の実態に応じた個別の指導方法についての指導・支援を行い、実践的な専門性の向上を図る。

## 6 通級指導教室の適正な配置

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。子供一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

また、通級指導教室に通級する児童生徒数の増加や、平成30年度から実施している「高等学校における通級による指導」を踏まえ、市内小・中学校における通級指導教室の適正な配置について検討し、全市的な立場から計画的に基盤整備を図る。

## 7 就学前からの一貫した指導・支援の整備・充実

早期からの教育相談には、子供の障害の受容に関わる保護者への支援、保護者が障害のある子供との関わり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援、乳幼児の発達を促すような関わり方についての支援、障害による困難の改善に関する保護者の理解への支援、特別支援教育に関する情報提供等の意義があり、教育委員会においても、障害のある子供を育てている保護者に対する支援に積極的に取り組む。早期からの教育相談を行うに当たっては、多くの保護者は、我が子の障害に戸惑いを感じ、就学先の決定に対しても不安を抱いている時期であることから、そのような保護者の気持ちを十分にくみ取り、保護者にとって身近な利用しやすい場所で、安心して相談を受けられるよう工夫するなど、保護者の気持ちを大切に教育相談を行うよう努める。

支援の重要性を認識し、保護者や関係諸機関（幼稚園・保育所（園））との連携を密に行い、子供たちの様々な状況を十分に把握するため、専門機関や教育センターでの相談業務につなげ、さらに適切な就学先の決定を行うための就学相談を実施する。

改訂：平成29年 3月  
平成29年10月  
平成30年 3月  
平成31年 4月  
令和 2年 6月  
令和 3年 6月  
令和 4年 7月  
令和 5年 7月  
令和 6年 7月